

## し尿処理手数料の改定について

## 1 経緯

多治見市では、「多治見市健全な財政に関する条例」の規定に基づき、全庁的に使用料・手数料の見直しを行っているが、し尿処理手数料は平成14年10月以降、改定していない

消費税率については、税率が5%から8%に引き上げられた平成26年4月は、使用料・手数料見直しの翌年であったことから、全庁的に消費税率8%の転嫁を延期。

平成29年4月の消費税10%への増税が延期されたことを受け、全庁的に消費税率を8%に引き上げ、転嫁することを決定。

## 2 改定価格

し尿処理手数料（多治見市廃棄物の処理及び清掃に関する条例）							
現在料金						消費税8%増税時	税抜
定額料金	普通世帯で1月につき1回収集するもの	1人月額	630円			650円	600円
従量料金	多量排出のため定額料金によることが不適当なもの	18リットルまでごとに	280円			290円	270円
割増料金	ア 定額料金該当者で収集回数が1月1回を超えるもの	1回を超える1回ごとに	650円	⇒		670円	620円
	イ 定額料金該当者で収集位置を異にする便所が1箇所を超えるもの	1箇所を超える1箇所ごとに	320円			330円	310円
	ウ 定額料金又は従量料金該当者で2本を超えるサクシヨンホース（1本20メートル）を使用して収集するもの	1回	650円			670円	620円
仮設便所に係る料金	仮設便所でその都度収集するもの	1基（集合便槽等特殊なものは、便器1つ）について1回ごとに	4,000円			4,110円	3,810円

※10円未満は四捨五入

## 3 スケジュール

- ・パブリックコメント 6月17日～7月17日
- ・第1回減量審 6月28日
- ・条例改正案議会上程 9月議会（財政課）